

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
環境省	国立研究開発法人国立環境研究所	6050005005208	環境研究総合推進費(わが国の脱炭素社会実現に向けた都道府県の脱炭素計画に係る課題の統合的分析(1)わが国の脱炭素社会実現に向けた都道府県の脱炭素計画に係る課題の統合的分析)による研究委託業務	国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 茨城県つくば市小野川16-2	令和5年8月23日	公益財団法人 東京都環境公社 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号東京トラフィック錦糸町ビル8階	2010605002504	本業務は環境省の環境研究総合推進費による委託業務の一部を共同研究機関に再委託するものである。環境研究総合推進費は競争的資金であり、再委託先も含めた同研究グループ全体で申請を行い、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査され、共同研究グループとして採択されているため、随意契約により再委託契約を行うものである。(会計規程第36条第1項第1号適用)	-	7,625,000	-	公財	都道府県認定	1	複数年契約 令和5年度精算額
環境省	国立研究開発法人国立環境研究所	6050005005208	環境研究総合推進費(短寿命気候強制因子による環境影響の緩和シナリオの定量化(4)アジア域における短寿命気候強制因子に関する緩和策の評価)による研究委託業務	国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 茨城県つくば市小野川16-2	令和3年6月14日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務は環境省の環境研究総合推進費による委託業務の一部を共同研究機関に再委託するものである。環境研究総合推進費は競争的資金であり、再委託先も含めた同研究グループ全体で申請を行い、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査され、共同研究グループとして採択されているため、随意契約により再委託契約を行うものである。(会計規程第36条第1項第1号適用)	-	4,946,000	-	公財	国認定	1	複数年契約 令和5年度精算額
環境省	国立研究開発法人国立環境研究所	6050005005208	令和5年度POPs及び関連物質等に関する日韓共同研究業務((4)環境中の新興汚染物質(OECs)のモニタリングに関する共同研究)委託業務(ひょうご環境創造協会)	国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 茨城県つくば市小野川16-2	令和5年12月1日	公益財団法人ひょうご環境創造協会 兵庫県神戸市須磨区行平町3丁目1番18号	8140005001658	本業務は環境省の「POPs及び関連物質等に関する日韓共同研究業務」による業務の一部を再委託するもの。予め環境省との契約書の仕様書内及び共同実施協定書において相手方が指名されているため、随意契約により再委託契約を行うものである。(会計規程第36条第1項第1号適用)	-	966,000	-	公財	都道府県認定	1	

環境省	国立研究開発法人国立環境研究所	6050005005208	令和5年度 POPs及び関連 物質等に関する 日韓共同研究 業務((4)環 境中の新興汚 染物質(CECs) のモニタリング に関する共同 研究)委託業務 (東京都環境公 社)	国立研究開発法人 国立環境研究所 理 事長 木本 昌秀 茨城県つくば市小野 川116-2	令和5年12月1日	公益財団法人東 京都環境公社 東京都墨田区江 東橋四丁目26番 5号東京トラフィ ック錦糸町ビル8階	2010605002504	本業務は環境省の 「POPs及び関連物質 等に関する日韓共同 研究業務」による業務 の一部を再委託するも の。予め環境省との契 約書の仕様書内及び 共同実施協定書にお いて相手方が指名さ れているため、随意契 約により再委託契約を 行うものである。 (会計規程第36条第1 項第1号適用)	-	843,077	-	公財	都道府県認定	1
-----	-----------------	---------------	---	--	-----------	---	---------------	---	---	---------	---	----	--------	---

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。